小規模個人再生による再生手続廃止

平成２２年（再イ）第５２号
愛知県一宮市観音寺１丁目14番４―303号
ユーハウス一宮
再生債務者　内堀　一也
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成22年11月１日
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（再イ）第１６３０号
東京都足立区平野３―14―23
再生債務者　土屋　俊二
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年11月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再イ）第１６３１号
東京都足立区平野３―14―23
再生債務者　土屋　敏子
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年11月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再イ）第１０３６号
埼玉県八潮市大字八條1567番地八潮団地12号棟210
再生債務者　金渕　正夫
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成22年11月２日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による免責決定

平成２２年（モ）第９０５０６号
名古屋市中村区則武２丁目８番13号
再生債務者　喜多　光彦
１　主文　再生債務者を免責する。
２　理由の要旨　再生債務者が再生計画を遂行することが極めて困難であり、かつ、民事再生法235条１項各号に定める事由がある。
平成22年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２２年（再ロ）第１０１３７号
埼玉県さいたま市浦和区針ケ谷４―６―18―408
再生債務者　山田　明司
１　決定年月日時　平成22年11月２日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年11月30日まで
４　一般異議申述期間　平成22年12月14日から平成23年１月４日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第５号
大津市下阪本６丁目25番17―113号
再生債務者　三上　克利
１　決定年月日時　平成22年11月４日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月２日まで
４　一般異議申述期間　平成22年12月16日から平成22年12月24日まで
大津地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第７号
沖縄県沖縄市東１丁目４番18号　東マンション205
再生債務者　大石　　準
１　決定年月日時　平成22年11月４日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成22年12月２日まで
４　一般異議申述期間　平成22年12月16日から平成22年12月24日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２２年（再ロ）第１号
熊本県山鹿市鹿本町来民2252番地１
再生債務者　有働　和子
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月22日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月18日まで
平成22年11月４日
熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係

平成２２年（再ロ）第７号
仙台市宮城野区岩切字鴻巣61番地の１　サンフィールドⅡ―102
再生債務者　大橋　博之
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月19日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月25日まで
平成22年11月４日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２２年（再ロ）第２号
茨城県稲敷市江戸崎甲3091番地
再生債務者　野口　光弘
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月27日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年11月29日まで
平成22年11月２日
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部

平成２２年（再ロ）第３号
滋賀県高島市新旭町藁園2677番地３
再生債務者　嶋田　秀夫
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月29日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年12月２日まで
平成22年11月４日
大津地方裁判所民事部再生係

平成２２年（再ロ）第４９号
大阪府八尾市若草町１番５―410号
再生債務者　川路　　廣
１　意見聴取に付する再生計画案　平成22年10月18日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成22年12月２日まで
平成22年11月４日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第１００６０号
千葉県千葉市緑区辺田町602―11
再生債務者　福士　聖久
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年10月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月２日
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（再ロ）第６３号
大阪府寝屋川市香里南之町１番24―401号
再生債務者　鈴木　悦子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（再ロ）第６５号
大阪市住之江区南港中５丁目３番43―205号
再生債務者　出口　　博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月２日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（再ロ）第１号
熊本県山鹿市名塚491番地６
再生債務者　猿渡とよ子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年10月29日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月４日
熊本地方裁判所山鹿支部個人再生係

給与所得者等再生による変更再生計画認可

平成２０年（再ロ）第１６号
高知市旭町２丁目11番地　県職員住宅41号
再生債務者　前島　　彰
１　主文　本件変更再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成22年10月29日までの意見聴取期間が経過した変更再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成22年11月１日　　高知地方裁判所民事部